

令和7年度いじめ対策総点検に係る学校訪問指導（報告）

新潟県立阿賀黎明高等学校長

このことについて、以下のとおり実施しましたので、報告します。

1 日時

令和7年8月22日（金）

- (1) 書類点検 午後2時～午後2時30分
- (2) 事例検討 午後2時30分～午後3時30分

2 会場

- (1) 書類点検 本校 応接室
- (2) 事例検討 本校 多目的ホール

3 参加者

県教育庁生徒指導課指導主事2名

校長、教頭、いじめ対策推進教員（兼生徒指導主事）、1学年担任（主任）、
2学年担任（主任）、三学年担任

※オブザーバー参加：PTA会長、PTA副会長、阿賀町教育委員会管理指導主事
計11名

4 県教育委員会からの指導助言の内容（主なもの）

(1) 書類点検

- SNSの不適切使用や学校だけでは判断できないような事案が起こった場合は、
ためらわずに警察に相談してよい。
- いじめ等の事案について、発生時の保護者への連絡は必須であるが、一定期間経
過後に、生徒の様子を家庭と情報共有することも、生徒の見守りに効果的である。
- 「いじめに関するアンケート」の実施については、同じ方法で行うばかりでなく、
生徒がより回答しやすい方法を模索して、必要に応じて改善を図るとよい。

(2) 事例検討：具体的な事例が設定され、学校としての必要な対応や生徒、保護者への 関わりについて参加者が意見を出し合い、それに対して指導主事から指導助言を もらった。

- 犯罪が疑われるような事案が起こった場合、学校は、確実に警察と連携すべきで
ある。家庭が被害届を出すかどうかにかかわらず、学校が警察に相談することは可
能である。
- 学校において事実確認が必要な場合は、なるべく生徒からの聴きとりの回数を減
らせるよう、職員間で内容を整理すること。
- いじめ等の事案が起こった場合、加害生徒からの事実確認は必要であるが、被害
者生徒の見守りやスクールカウンセラー等によるカウンセリングも確実に行うこと。